

公益財団法人札幌法律援護基金 寄付金等取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人札幌法律援護基金（以下「基金」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄付金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄付金
- (2) 刑事贖罪寄付金 被害者のいない刑事事件又は被害者に対する示談ができない刑事事件などについて、悔悛の真情を表すための寄付金

2 この規則における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄付金の募集)

第3条 基金は常時一般寄付金を募ることができる。

(受領書等の送付)

第4条 一般寄付金又は刑事贖罪寄付金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄付者に送付する。

2 前項の受領書には、基金の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(常務理事会の承認を要する寄付金受領)

第5条 寄付者から資金用途及び寄付金の管理運用方法について条件が付されている寄付金については、その受領につき常務理事会の承認を求めなければならない。

2 寄付金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄付金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄付者とその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄付金の受け入れに起因して、基金が著しく資金負担が生ずる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、基金の業務の遂行上支障があると認められるもの及び基金が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第6条 基金が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備え置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報管理規則に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。(平成25年3月22日理事会議決)